

第11回講義 (20120713)

§ 4 同一性言明の意味について (続き)

【復習】

- ・クワインは、同一性言明を含むすべての言明を、分析的言明と総合的言明に区別することができないと主張した。
- ・クripeキは、この区別を認めた。さらに、二つの区別(必然的/偶然的の区別、アプリアリ/アポステリアリの区別)を区別した。
- ・両者の対立は、定義の言明(ないし文、ないし真理性)をアプリアリと考えるか、アポステリアリと考えるかの違いであった。
- ・この対立は、記述と定義を区別できるかどうかの違いでもあった。
- ・この対立は、言語の意味の問題と、事実の問題を区別できるかどうかの違いでもあった。
- ・この対立は、言語によって対象を指示できるかどうか、の違いでもあった。

§ § 4 同一性言明の意味について、佳境へ

【3の補足】 3 同一の同一性文の異なる言明の意味の差異は、問答関係の中で明らかになる

一つの同一性文の言明を、つぎの二つの場合に区別できた。

- ①記述のために用いられる場合と
- ②語の定義のために用いられる場合

固有名の場合のこの区別について:

(1)J. S. Mill や Kirpke のように、固有名は意味(内包)を持たず、指示対象(外延)のみを持つと考える場合。
固有名の定義はあるが、固有名の意味の記述はありえない。ゆえに、この区別は明確である。
もちろん、固有名を用いた対象の記述は可能である。「オバマはハワイ生まれである」など。

(2)Russell, Frege, Strawson のように、固有名は意味(内包)と指示対象(外延)の両方を持つと考える場合。
固有名の定義と固有名の意味の記述は曖昧になる。

自然種名の場合のこの区別について:

(1)Kripke のように、自然種名は固定指示であり、意味(内包)を持たず、指示対象(外延)のみをもつ考える場合。
自然種名の定義はあるが、自然種名の意味の記述はありえない。Kripke いわく「「牛」や「虎」は、ミルが考えたように、それらを定義するために辞書が取り上げる諸性質の連言の省略形であるわけではない。」(『名指しと必然』151) したがって、自然種名の場合にも、記述と定義の区別は明確である。

(2)J. S. Mill, Russell, Frege のように、自然種名は、意味(内包)と指示対象(外延)をもつと考える場合。

「牛」の定義を与えるには、「牛」の内包を定義する方法と、「牛」の外延を定義する方法がある。「牛」の外延は、「牛」と呼ばれる対象の集合である。集合の定義は、その元を列挙するか、その元だけがもつ性質を特定する(諸性質のある連言を特定する)か、のどちらかである。後者は、「牛」の内包によって、外延を定義する、やり方である。通常の場合、自然種名の対象を列挙することはできないので、内包による定義が行われる。

■Kripke への疑問;「ほんとうに、自然種名は意味(内包)を持たないのだろうか?」

私たちは、金をどのように定義するだろうか。Kripke は、つぎのような例を上げている。

「金とは、あそこにあるある品々、または、ともかくそれらのほとんどすべてによって例示される物質である」(159)
そしてつぎのように言う。

「この定義は「1メートルは棒 S の長さである」と同じ意味で、アプリアリな真理を表している。すなわち、それは指示を固定しているのである」(160)

この定義によって、金の指示は固定されただろうか。この文が、指示を固定するためには、「例示される」ある金属を示して「これは金ですか」と問われた時に、私たちは、この定義によって、答えることができるだろうか。(これについて、本日

の「5 同一性言明の理解」で考察する)

【4の復習】4 クワイン「言語と事実の乖離不可能性」、デイヴィッドソン「意味と信念の相互依存性」

次のように分けられるかどうか、そもそも問題なのだが、とりあえず、次のように分けてみよう。

(1) 形式的な同語反復の場合、対象も意味も無視できる。

「 $X=X$ 」

(2) 意味だけで成り立つことがわかるもの

「 $4=2+2$ 」

(3) 意味と事実で成り立つことが分かる場合

「二重焦点メガネの発明者＝初代郵政長官」

(4) 意味だけでなりたつのか、意味と事実で成り立つのか、区別ができない場合

「二重焦点メガネの発明者＝二重焦点メガネの発明権所有者」

両辺の対象が違っているなら、意味も異なる。しかし、両辺の対象が同じだとしても、意味が同じであるかどうかは、わからない(たまたま同じなのかもしれないからである)。つまり、分析的に真であるのか、総合的に真であるのかわからない。(このような例を上げて下さい。)

* 言語の意味の理解が違っているのか、事実認識が違っているのか区別できない場合がある

xさんが「それは、オレンジ色だ」といい、yさんが「それは、オレンジ色ではない」というとき、二人は「オレンジ色」について異なる意味を与えているのか、二人にとってのその見え方が異なるのか、区別がつかない。(そのような例を上げて下さい。)

ここから今週の内容

5、同一性言明の理解 (常識的な理解の検討)

(1) ありふれた事例についての常識的な理解

「フォスフォラス＝ヘスペラス」とか「あの島＝マダガスカル」などのありふれた事例についての、常識的な理解では、同一性言明を理解するとは、まず両辺の指示対象を理解し、その両者が同一であると主張していると、理解することである(もちろん、聞き手が、それが偽であると考えるときにも、聞き手はそれを理解することはできている)。つまり、通常は、同一性言明を理解するときに、私たちはまず、両辺の指示対象を理解して、その理解から同一性言明の意味を(何らかの仕方)で合成すると考える。

しかし、以下で見るように、名詞ないし名詞句による対象の指示を理解することは、別の同一性言明の理解を前提する。したがって、この方法は、すべての同一性言明の理解の説明には使用できない。

下線部を確認しよう。

(2) 指示の否定 (Quine, Putnam, Davidson)

そもそも語による対象の指示を不可能なこととして、否定する立場がある。

(参考文献: Quine, *Word and Object*, クワイン『言葉と対象』第二章。Putnam, *Reason, Truth and History*, Cambridge UP., 1981、パットナム『理性・真理・歴史』法政大学出版局、第一章、第二章。Davidson, *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford, 1984, Chap. 15. 入江のHPの2002ssの講義ノート。)

彼らは、大体において、次のような意味の全体論を主張する(Putnamは意味の分子論というべきかもしれない)。

<語は単独では意味を持たず、文の意味への貢献としてのみ意味を持つ。文もまた一文だけでは意味を持たず、理論の全体、あるいは言語の全体のみが意味を持ち、文の意味はその全体の中で確定する>

* 語の意味は、文の意味から

「語は、それらが文の中である役割を演じることを以外にいかなる機能ももたない。語の意味論的特徴は、文の意味論的特徴から抽象されるのである。それは、丁度、文の意味論的特徴が、人々が目標に到達したり、意図を実現したりするのを助けるときの文の役割から抽象されるとの、同じである。」(Davidson, *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford, 1984, Chap. 15. p. 220)

*キリマンジャロの例

「キリマンジャロ」という名前が、キリマンジャロを指示するなら、そのときには疑いなく、英語の話してと、その語と、その山とのあいだに、ある関係がある。しかし人がこの関係を 文の中でのその語の役割を最初に説明しないで、説明することができる、ということは考えられない。そして、もし、こうだとすると、非言語的用語で直接に指示を説明するチャンスはない。」(Ibid. p. 220)

「マダガスカル」で、前に見える島を指示する。しかし、このような語の指示対象を定義するとき、あるいは教えるときには、文が用いられる。その文は、同一性文である。したがって、指示の理解は、同一性言明の理解を前提する。

(3) 一語文による指示の場合

■一語文は、指差しとの同一性言明である。

ある島を指差して単に「マダガスカル」と一語文を発話するときにも、「<指差し>=マダガスカル」という同一性言明が行われていると考えることができる。もし指差しがなければ、「マダガスカル」で何を指示しているのかわからない。

■指差しは、共同注意への誘いであり、共同注意の成立によって、指差しは成功する(成立する?)。

指差しで何かの対象を指示できるのは、実は、それもまたそれだけで指示に成功するのはなくて、共同注意においてである。二人の人間の指差しない視線が同一対象に向かっているという共同注意が成立して、その後、指差しによって、他者にある対象を指示することが可能になるのである。それは他者に共同注意を誘う行為だといえる。

(3) 語による対象の指示の定義は、主語述語文ではなく、同一性文によって行われる

主語述語文は、主語が指示した対象について、述語が性質を述べるものである。したがって、それは、主語による対象の指示を前提している。ある語がある対象を指示することを習得したならば、その語を主語にした、主語述語文を理解することが可能になる。しかし、ある語がある対象を指示することの学習は、主語述語文によってはできない。それは、同一性文によってのみ可能である。なぜなら、語の指示対象の定義は、主語述語文によっては与えられず、同一性文によってのみ与えられるからである。ゆえに、主語述語文の理解は、同一性文の理解を前提する。

両辺の指示対象を理解して、同一性言明を理解する。しかし、指示対象の理解は、同一性言明の理解を前提する。

(4) 語の定義としての同一性言明の場合、それを理解するとはどういうことか？

(a) 固有名の対象の指示を固定する定義の場合

「1メートルは、棒Sの長さである」

これで、対象の指示を固定できるためには、「棒Sの長さ」で対象を指示できる必要がある。

この表現は、単称確定記述句による対象の指示の理解を前提する。

(b) 単称確定記述句の指示対象を知るためには、何が必要だろうか。

「棒S」は固有名である。「長さ」は一般名である。フレーゲによれば、一般名は関数のようなものである。「の長さ」は関数のようなものである。「...の父」は、空所に変項が入ることによって、「xの父」「yの父」「zの父」のような表現になる。これは、空所に変項が入ってその値が決まる関数である。では、この関数の意味は、どのようにして定義されるのだろうか。

(c) 一般名をどのように定義することができるのか。

一般名の対象は集合であるので、それ定義するには、集合の要素を列挙するか(e.g. {a, b, c, d,}), 集合の要素がもつ性質を規定するか(e.g. {x|Fx&Gx})である。たいていの場合、一般名の対象は非常に多いので、前者の手法を用いることはできず、後者の手法を用いることになる。では、対象がもつ性質をどのようにして定義すればよいだろうか。簡単な場合は、類+種差のように、他の一般名を用いて定義することができる。ただし、これを繰り返すと、このやり方では定義できなくなる。そこで登場するのは、次のようなやり方である。

「Xは、これ、あれ、そしてこれらと似たものである」

「Xは、これ、あれ、そしてこれらが例化となっているものである」

この定義の理解は、つぎのような同一性言明の理解を前提している。

「ある意味において、これ＝あれ」
「この性質＝あれの性質」

感覚的な性質を例に説明しよう。たとえば、「赤い」という性質をどうやって定義すればよいだろうか。「この色は、赤い」「この色は、赤い」というように、主語述語文をもちいることによって、定義する必要があるだろう。しかし、このような主語述語文を列挙するだけでは、定義としては不十分である。

「赤は、この色、その色、そしてこられたと似た色である」

「赤は、この色、その色、そしてこれらが例となる色である」

という仕方では定義する必要があるだろう。この定義を理解するには、つぎの同一性言明を理解する必要があるだろう。

「この色＝その色」「この色＝あの色」

(d) 同一性言明には、指示詞が用いられる場合がある。

「あれが、マダガスカルだ」というとき、「あれ」は指示詞である。(ちなみに、「あの島がマダガスカルだ」というとき、「あの島」は単称確定記述句である。)

■ 指示詞「あれ」を理解するとはどういうことか。

(Kaplan の直接指示の理論については、入江の HP の 2002ss の講義ノートを参照してください。)

私が、窓の外を指さして「あれがマダガスカルです」といったときに、あなた方は、

「この人は「あれ」で何を指しているのだろうか」

と自問するでしょう。そして、

「この人が「あれ」と呼ぶのは、あそこに見えるあれのことだろうか」

と考えたとしましょう。それを確認しようとして、あなたは、

「あれのことですか」

と私に問い、私は

「はい、あれです」

と答えたでしょう。このとき、私とあなたは「あれ」で同じ対象を指示しており、ここに共同注意、共同指示が成立している。つまり、「あれ」による対象の指示は、「あれですか」「はい、あれです」という問答によって可能になる。つまり「あれ＝あれ」という同一性言明によって可能になる。指標詞「あれ」の理解は、「あれ＝あれ」という同一性言明の理解を前提する。

{この「あれ＝あれ」は、「私にとっての「あれ」の対象＝あなたにとっての「あれ」の対象」という意味である。}

(e) まとめ

(ア) 同一性言明の少なくとも一方が固有名である場合

- ① (ある種の) 同一性言明の理解は、固有名を理解を前提する
- ② 固有名の指示対象の定義には、単称確定記述句をもちいる。
- ③ 単称確定記述句は、一般名を含む。
- ④ **一般名の定義は、同一性言明の理解を前提する。**
- ⑤ ①～④により、同一性言明の理解の説明は循環する

(イ) 同一性言明の少なくとも一方が単称確定記述句である場合

- ① (ある種の) 同一性言明の理解は、単称確定記述句の理解を前提する
- ② 単称確定記述句は、一般名を含む。
- ③ **一般名の定義は、同一性言明の理解を前提する。**
- ④ ①～③により、同一性言明の理解の説明は循環する

(ウ) 同一性言明の少なくとも一方が指示詞である場合

- ① (ある種の) 同一性言明の理解は、指示詞の理解を前提する
- ② **指示詞の理解は、同一性言明の理解を前提する。**
- ③ ①～②により、同一性言明の理解の説明は循環する

